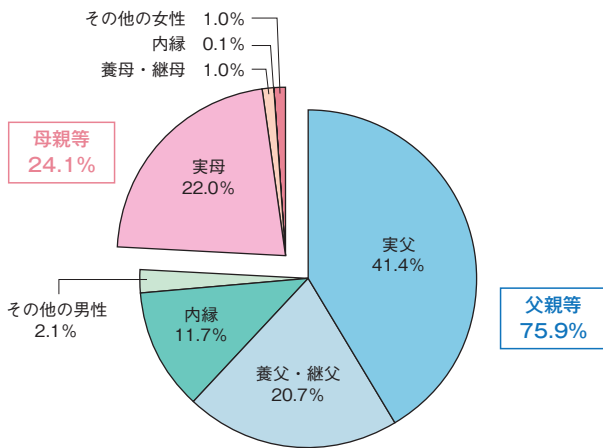


児童虐待における加害者と被害者の関係



(注) 「その他の男性、女性」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者。

提供：警察庁

第5節 交通事故被害者等の支援のための連携

1 交通事故被害者等の支援

第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定）では、「被害者支援の推進」を交通安全対策の柱の1つに掲げており、交通事故被害者とその家族・遺

族（以下「交通事故被害者等」という。）への支援を推進していくこととしている。

ここでは、交通事故被害者支援のための連携に関する取組について紹介する。

2 交通事故被害者サポート事業

内閣府においては、交通事故被害者等が、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成し、交通事故被害者等の権利・利益の保護を図ることを目的として、平成15年度から「交通事故被害者サポート事業」を実施している（<http://www8.cao.go.jp/koutu/sien/index.html>）。

る。

平成26年度は、従来の参加者に加え、新たに社会福祉協議会の参加を得て、北海道、島根県、高知県の3道県で実施した（P82【施策番号157】参照）。

(1) 各種相談窓口等意見交換会

各種相談窓口等意見交換会は、専門家による講演及び意見交換を通じ、交通事故相談所及び警察、関係団体等、各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体相互の業務範囲の確認、効果的な広報啓発についての意思疎通及び連携強化を図ることを目的としてい

(2) 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会は、平成23年度に作成した子供の親及び支援者向けパンフレット「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために」を紹介し、その活用を積極的に促すとともに、事例（体験談）及び意見交換を通じ、学校現場等で抱える交通事故で家族を亡くした子供の支援における問題点や課題等の意見を